

JAHIS 地域医療連携情報システムの機能と効果など

■なぜ、医療情報連携が必要なのか、誰が診療などを必要とするのかを最初に整理していくことが必要、また医療側に負担を強いいる可能性があれば明らかにする。(以下は例です。)

【医療機関のメリット】

- ・病院・診療所等それぞれの機関や部署、役割に適した部署に専念することができる。
- ・診療所においても医師の担当を利用した質の高い診療ができる。
- ・医療機関間の共同利用による医療の効率化を実現できる。
- ・診療の基礎情報をもとに診療計画に立てることが可能となる。
- ・専門医の不思議な医療地帯であっても専門医の判断を聞くことができる。
- ・専門医におけるアドバイス。
- ・同一患者の情報は医療機関が共有することにより、医療が効率化される。
- ・医師が初診患者の情報を診療前に確認できるため、患者に対して効果的な指導ができる。
- ・個別化された医療や問診が不要となるため、医師が診療・治療に専念できる。
- ・医師が患者情報を統合的・総合的に確認できため、患者へのインフォームドコンセントが容易になる。
- ・医師情報の活用などにより、新たな診断ガイドライン等の作成や選択パスの選用に活用できる。

【医療者におけるメリット】

- ・同一患者の情報は医療機関が共有することにより、医療が効率化される。
- ・医師が初診患者の情報を診療前に確認できるため、患者に対して効果的な指導ができる。
- ・個別化された医療や問診が不要となるため、医師が診療・治療に専念できる。
- ・医師が患者情報を統合的・総合的に確認できため、患者へのインフォームドコンセントが容易になる。
- ・医師情報の活用などにより、新たな診断ガイドライン等の作成や選択パスの選用に活用できる。

【住民のメリット】

- ・地域ぐるみで、中核医療機関と診療所が連携した医療を受けられるため、住民が安心して診療を受けられる。
- ・医師の診療などを未だに訪問前の医療管理など可能になり住民のQOLの維持など質化予防につながる。
- ・専門医の診療支援を受け、手術中のリアルタイムな巡回診断などにより復観性を低くすることができます。

※その他の、行政・医療機関・医師会なども連携する機関のメリットなどについても検討が必要になるとと思われます。

By Tomoyasu Tanaka JAHIS

55

JAHIS 運営主体と保管主体の整理の整理について

■運営主体と保管主体の整理には次の実証事例の報告書を参照します。

経済産業省により平成22年度～23年度に実施された事業

「平成22年度東北復興に向けた地域ヘルスケア構築推進事業」(平成25年5月1日)

におけるシームレスな地域医療連携WGの成果について

<http://www.keiseiken.co.jp/tohoku/c/250501.html>

「医師の負担を軽減するための方策」「拂帯端末の運用ルール」運営主体と保管主体の整理、「運営に必要な契約書や同意書」「審査統一性・システム運用管理」を挙げ、検討を行い、「事業実績調査」の調査においては、実証に向けた連携内容や連携にあたっての運用ルールの検討を進めるとともに、参加コンソーシアムの課題にこだまらない、全ての地域医療連携機関に共通する課題についても検討された極めて有益な検討資料です。

その中で「運営主体」と「保管主体」の整理に係る検討について触れておきます。

「医療情報化促進事業」では、シームレスな地域連携医療において医療の個人情報を保管・管理する組織として「保管主体」を選定付け、その役割を整理した。医療機関等が患者の個人情報を預託する組織であるため、医療機関等と保管主体との間において業務委託に係る契約を締結する必要がある。よって、保管主体とは、契約行為が可能な法人格を持つ組織・団体であると位置づけた。本WGでは、この整理を踏まえ、また多くの機関に地域連携医療の実績運営を組合して組織として連携会や委員会等が存在していることを踏みて、そのような組織を「運営主体」と探しこととした。役割を整理することとした。

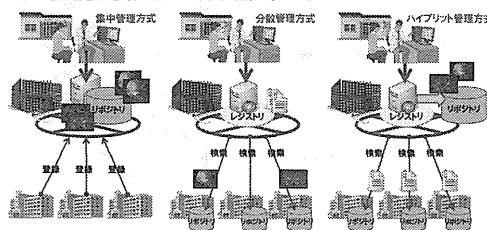
◎参考文献: 平成22年度東北復興に向けた地域ヘルスケア構築推進事業シームレスな地域医療連携WGの成果について(平成25年5月1日)より検討 55

JAHIS データの管理の方式について

■データの管理方式について

データ管理の範囲に関しては、各所における運用ポリシー、とりわけ公的肩書きにおける院内ポリシーなどに依存する分類下の、迅速なレスポンスの期待、また今日震災など災害対策を前提としたティザクリアバリアなど要因により、以下のような3つの範囲に整理されると思われる。

しかし記述したり、国内には医療機関ごとに多くの個人情報保護のポリシーに様々な問題があり一貫化されない。そのため内側で接続可能な医療機関のうち最も高いレベルで合わせて、分散管理方式を取るケースや、その他の、近年、前述した通り災害対策のため集中化を検討するものもある。



◎参考文献: By Tomoyasu Tanaka JAHIS

58

JAHIS 運営主体と保管主体の整理の整理について

■「運営主体」

シームレスな地域連携医療の事業運営を組成・団体である。運営主体がシームレスな地域連携医療のなかで担う主な役割別に「情報の安全管理体制の構築」として、運用管理制度等を規定し、各責任者の役割や利用者に遵守すべき運用ルール及び規約等を定め、情報の安全管理体制を構築すること。並びに、「任せ」として、システム管理者、監修責任者の役割を定めたうえで、運営主体の幕僚責任者がシステム管理者、監修責任者等を通じて使命を果すことを守ること。

さらに、医療情報化促進事業において検討された医療機関間の情報共有化「共同利用型」で実現する場合においては、運営主体が、共同利用情報を提供するための組織等を組むべきである。運営主体の役割付けにおいては、運営主体が運営するための組織等としての役割を担うと共に、湯浴主体の個人情報等を共同で利用する場合、共同で利用する医療機関等会員をひとつの組織として扱い、その形態を共同利用型とよぶ。この場合、患者からの同意取得時に、個人情報保護法第23条第4項第3項に定められているとおり、(ア)共同利用する個人データの項目 (イ)共同利用者の範囲 (ウ)利用者の利用目的 (エ)当該個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称について、患者本人に通知し、又は患者本人に貿易に係る状況に置かなければなりません。(以上)

「患者同意書」・運営会員等における同意点と同意を求める

※共同利用型
複数の医療機関等で共同利用型を形成し、患者の個人情報を共同で利用する情報共有方法。
複数の医療機関等で各自の個人情報を自分で利用する場合、共同で利用する医療機関等会員をひとつの組織として扱い、その形態を共同利用型とよぶ。この場合、患者からの同意取得時に、個人情報保護法第23条第4項第3項に定められているとおり、(ア)共同利用する個人データの項目 (イ)共同利用者の範囲 (ウ)利用者の利用目的 (エ)当該個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称について、患者本人に通知し、又は患者本人に貿易に係る状況に置かなければなりません。

◎参考文献: By Tomoyasu Tanaka JAHIS

57

JAHIS 病院連携を実現するまでの住民(患者)の同意の在り方について

■同意の在り方について

前項で「共同利用型」で同意を得る際に必要となる情報が上げられています。
一方、同意の形態そのものについてもどのような方法で通知するかを検討する必要があります。同意に際して明確な内容の見える化とその方法、住民の漠然とした不安を解消し、また診療所を含む医療機関の医師の参加を促し、結果として地域医療連携が円滑に進むを推進する最初の一歩となるからです。書面に加えWebを利用し実際にいる医療機関の情報をと新規参加の情報、あるいは新たな連携機関の拡大などをアナウンスすることでより透明性を確保することができます。また、保健医療に間に連する情報(小児に対してのワクチン、インフルエンザ、あるいは乳がん検診など)を合わせて行うことにより、いっそ地域に根ざしたものとなります。

なお、同意の取得方法とその流れ(ワークフロー)は導入するシステムの要件を定義する際に捉めて重要な前提となりえます。

・同意の取得方法(オプアウト、オプイン)

一例：院内掲示など、または患者単位の同意取得

・同意の範囲について(包括同意、個別同意)

一例：地域医療連携情報システム上の全ての診療情報の共有を前提、または医療機関単位・診療科単位・医師単位

・同意撤回の受け方

一例：運営組織による集中管理、または各施設による受け

◎参考文献: By Tomoyasu Tanaka JAHIS

59

JAHIS 同意の範囲について(包括同意、個別同意)

■地域医療連携情報システムで同意を得る患者の範囲の検討が必要となる。

【包括同意】

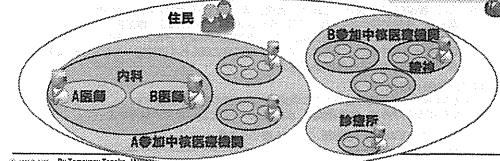
地域医療連携情報システム上の全ての診療情報等を各医療機関で共有し、参照することを前提とする。(個別の診療連携からの離脱はオプアウトで行う)

【個別同意】

医療機関単位・診療科単位・医師単位など、いずれかの単位で個別に同意を取り(オプイン)
診療情報等を各医療機関で共有し参照することを前提とする。
精神科や歯科人材などへの配慮が必要、しかし同意取得する単位を細かくするとの運用もシステムの算出となる。

【包括・個別同意】

地域医療連携情報システム上における診療情報等の選択について同意を得て、その後医療機関毎に同意を取得し随時診療情報等の共有を行う。



◎参考文献: By Tomoyasu Tanaka JAHIS

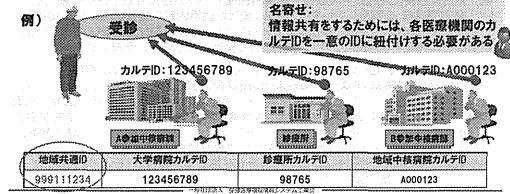
60

JAHIS 同意の取得方法(ID連携)

例)患者IDの紐付けの方法についての検討

地域医療連携情報システムにおいて同意を得た後、患者のIDを紐付ける方法の検討が必要となります。システムとして裏に統一番号をもつ紐付ける方法、あるいは地域連携診療券を配布することにより見える統一番号に紐付ける方法等あります。

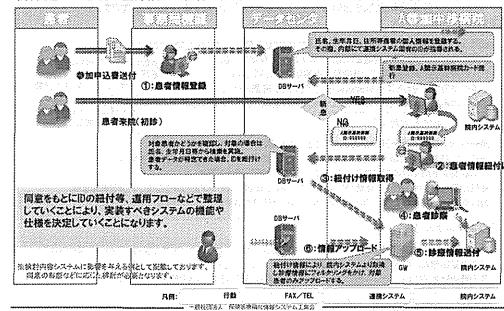
共通診療券は地域の啓発に際して、システムがはじめて住民の目にはきり見える形をとるもので地域の理解につながりやすい側面と、半面で紹介・運用に人手を要する面があり採用には熟慮が必要となりますが、共通診療券の有無に問わらず紐付けについては、オートを行う弊害と診療関係者が行う場合の負担を検討する必要があります。システム要件に係わるのみならず、運用主体の業務内容などにも係わる重要な点です。なお別の側面として医療等IDなどへ将来の連携が必要になるかもしれません。



（参考）JAHIS 同意の取得方法 (ID連携) By Tomoyasu Tanaka, JAHIS

JAHIS 同意の取得方法(例:ID紐付け)

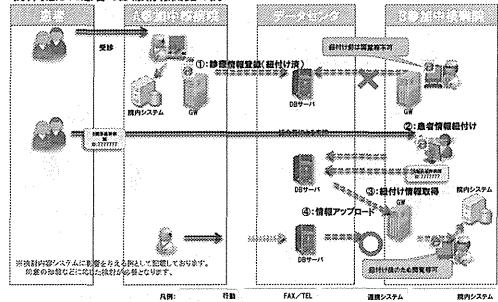
例)同意した患者の登録及びID紐付けを検討することがシステムの仕様に影響します。



（参考）JAHIS 同意の取得方法(例:ID紐付け) By Tomoyasu Tanaka, JAHIS

JAHIS 同意の取得方法(例:オプトインについて)

例)同意した患者の診療情報閲覧の例



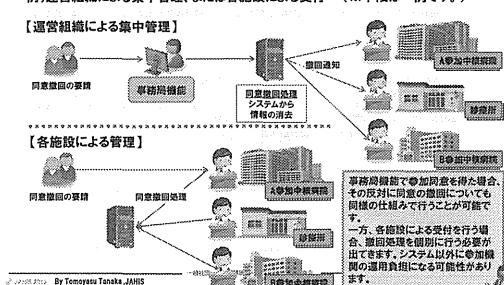
（参考）JAHIS 同意の取得方法(例:オプトインについて) By Tomoyasu Tanaka, JAHIS

JAHIS 同意撤回の受付方法

どのように同意の撤回を受け付けるべきか検討が必要となる。

システムの仕様のみならず、運営主体の業務の整理においても重要となる。

例)運営組織による集中管理、または各施設による受付（※下段は一例です。）



（参考）JAHIS 同意撤回の受付方法 By Tomoyasu Tanaka, JAHIS

JAHIS 診療連携を利用するまでの利用者ごとの参照範囲について

診療情報の共有情報と利用者の整理

・所有すべき連携情報の範囲

一例)患者基本情報、検査情報、画像情報、レポート等

なお経済産業省の実証事業 シームレスな地域連携医療WGにおいては
基本情報(地域連携診療券ID、医療機関ID、氏名、生年月日、性別、住所、電話番号)、
処方履歴、検体検査結果、アレルギー情報、既往歴、禁忌情報、感染症情報、と報告されました。
また必要な限りデータを過度に共有することは望ましいことではないといい、診療情報共有する
ことが望ましい情報を検討する必要について旨としてあります。なお上記の情報項目につ
いても後に記載されるSS-MIX標準ストレージと拡張ストレージにどう取扱うのかを検討す
る必要があります。

・利用者における権限の整理

一例)医師、看護師(准看護師)、薬剤師、検査技師、メディカルセクレタリー、MSW、行政、事務
局機関、地域包括ケアにおける多職種等(介護士、理学療法士、作業療法士、他)、救急救
命士、住居等のように、医療連携、医療介護連携、PHRといったように範囲の拡大に伴い
利用者が増加することになります。こうした権限毎に割られる法制度が異なるなど、照会情
報の範囲の検討する必要があります。

・統計情報の扱いについて

アットカルを得るために統計情報を二次利用する利用者の整理が必要です。

一例)医療機関及び行政、事務機関、またはセンターなど医学研究の開発など

・アクセス権についての検討、運用面、システム面での考慮

（参考）JAHIS 診療連携を利用するまでの利用者ごとの参照範囲について By Tomoyasu Tanaka, JAHIS

JAHIS 共有すべき連携情報の範囲の検討

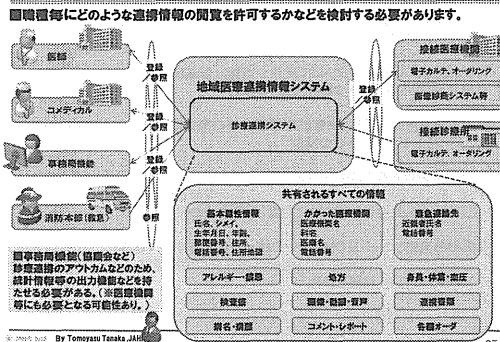
■地域医療連携情報システムでどのような情報を連携るべきか検討が必要となります。

例)患者基本情報、検査情報、画像情報、レポート等（※下段は一例です。）



（参考）JAHIS 共有すべき連携情報の範囲の検討 By Tomoyasu Tanaka, JAHIS

JAHIS 利用者および職種の整理



By Tomoyasu Tanaka, JAHIS

67

JAHIS 利用者および職種の整理

■ 医療機関に参加するアーキテクチャホルターの整理を行つ必要がある。

■ 医療連携に参加する機関を整理(調剤薬局、介護関連など)、施設ごとに情報共有を行う職種を洗い出す必要がある。

No	所属	名称	役割
1	—	患者	地域医療連携に参加し、医療機関間で自身の情報を共有し、診療をもつてもう。(SPHRの活用の例として。)
2	事務局機能 (協議会など)	事務局機能管理者	地域医療連携を実現するシステム全体の管理者
3	—	事務局員	地域医療連携における情報登録等の業務を実施する職員
4	病院	管理者	地域医療連携システムに参画する病院における調剤薬局内のシステム管理を行う管理者
5	—	医師・コメディカル	地域医療連携に参画する病院において患者情報を操作する医師
6	—	職員	地域医療連携に参画する病院において患者情報を操作する職員
7	診療所	医師	地域医療連携に参画する診療所/クリニックにおける調剤薬局内のシステム管理を行なう責任者
8	—	コメディカル	地域医療連携に参画する診療所/クリニックにおいて患者情報を操作する医師
9	—	職員	地域医療連携に参画する診療所/クリニックにおいて患者情報を操作する職員
10	+++++	+++++	+++++ …、今後整理が必要……

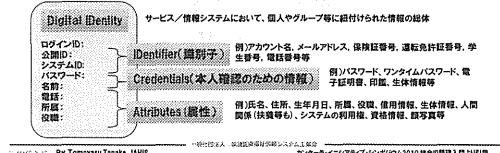
— 68 — By Tomoyasu Tanaka, JAHIS

68

JAHIS アクセス権について基礎的な共有

■ アクセス権の検討に先立ちIDについて整理します。

・今日一般に省略されて使われる「ID」は2つの意味があり、誤解されることが多い。
-Digital Identity(デジタルアイデンティティ)
　「システムにおける利用者の指紋のこと」
-Identifier(アイデンティファイア)
　「利用者を特定するための識別子のこと、用途に応じて複数持つことも可能」
・アイデンティティ管理
　アーバイデンティティ情報をライフサイクル全体(発行/配布/更新/削除等)にわたり適切に管理する



— 69 — By Tomoyasu Tanaka, JAHIS

http://kanaraiative.org/confluence/download/attachments/43876623/05_iddata_janma.pdf

JAHIS アクセス権について基礎的な共有

■ アクセス権の検討に先立ち認証と認可についての整理します。

【認証(Authentication)とは】
ネットワークやサーバへ接続する際に本人性をチェックし、正規の利用者であることを認証する方法。
一般には利用者IDとパスワードの組み合わせにより本人を特定する。
認証がなされると、本人が持つ権限でデータへのアクセスやアプリケーションの利用が可能となる。
不正利用を防ぐため、パスワードの漏えいなどは十分な注意が必要である。

【認可(Authorization)とは】
認証された利用者を識別して、アクセス権限の制御を行い、利用者ごとに固有のサービスを提供すること。
具体的には、利用可能なアプリケーションの制御、ファイルに対する「読み/書き/実行」の権限など、利用者の資格に応じて許可する。認可のための属性情報には、利用者ID/所属グループ/役職/部署/アクセス制御リスト(ACL)などがある。
・運用管理の面から、認可はACL(Access Control List)で与えることがセキュリティ上でも望ましく、SSO(Single Sign On)でもACLと組み合わせることが多い。
・「認証」と「認可」を認めて「認証」というケースが多いが、あくまでも「認証」は利用者の本人性を特定することであり、利用者のアクセス制御を行う「認可」は区別する必要がある。

— 70 — By Tomoyasu Tanaka, JAHIS

http://www.stmarkit.co.jp/security/dictionary/seccomp/seccomp_index.html

GIT セカンドリーリポジトリによる利用

JAHIS アクセス権について基礎的な共有

■ アクセス権の検討に先立ちアカウント(Digital Identity)について整理します。

アカウント(Digital Identity)の主な用途は、システム内の機能や情報を利用する
こと利用者は以下のロセスを経てシステム内の機能や情報を利用する。
・識別:Identification > 利用者が誰であるか見分けること> ID/PWなど
・認証:Authentication > 利用者の「識別」を行った上で利用者が本人であるか確かめること
> IDカード、生體特徴、電子書名
・認可:Authorization > 「認証」された利用者がシステムを利用する際に、機能・情報をどこまで
利用できるかを決定すること
> 認可に応じたアクセス権の検討



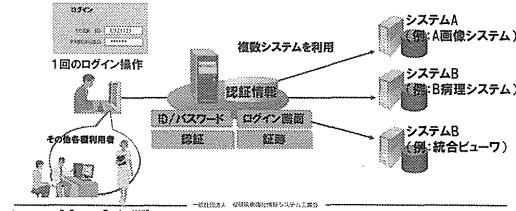
— 71 — By Tomoyasu Tanaka, JAHIS

http://kanaraiative.org/confluence/download/attachments/43876623/10_other_id_and_login_intro_jahis.pdf

JAHIS シングルサインオンなどの検討、運用面、システム面での考慮

■ 地域医療連携情報システムを検討するにあたり、遠隔医療を支援するための複数のシステム(各アプリケーションシステム)をどのように利活用するかについて検討が必要となります。

解決にあたり注目すべき技術としてSSO(シングルサインオン)があります。
一回のログイン操作だけで、複数のシステムを利用できることをシングルサインオンと言います。主なメリットがユーザーの利便性向上(=ID/PWの集中管理、認証の集中取得によるセキュリティ向上)などが上げられます。



— 72 — By Tomoyasu Tanaka, JAHIS

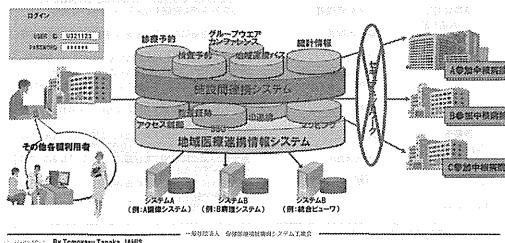
72

JAHIS 地域医療連携情報システムの検討

■地域医療連携情報システムの検討について

地域完結型の医療を実現するために、共通の機能を基盤として構築し利活用していくことを検討する必要があります。

診療連携に必要な機能、または専門医療支援に必要なシステムを基盤と連携させ統合的に管理し、必要なときに利活用が可能な診療連携システムを安心・安全なネットワークをもって活用する仕組みの検討が必要です。



© JAHIS By Tomoyasu Tanaka JAHIS

73

JAHIS 診療連携を実現する上の診療情報リポジトリについて

リポジトリ(repository)とは、情報工学において、データの貯蔵庫を意味する。(ウィキペディアより抜粋)

- 異なる医療システムベンダーにて活用が可能な普遍性のある診療情報リポジトリ(データの貯蔵庫)の検討

・厚生労働省医政局通知「保健医療情報分野の標準規格」のSS-MIXを診療情報リポジトリとして活用する際の検討

・SS-MIXにおける拡張ストレージの定義

—SS-MIX標準化ストレージに保存される基本情報を超える各種部門システムから共有される情報の定義(保存方法の取り決め)

・各種標準規格とコード及びマスターの統一または組付け(標準化、もしくは変換)厚生労働省医政局通知「保健医療情報分野の標準規格」において定義されるマスターの採用(前項を参照)

※以降SS-MIX関連については今回の演題では前の項をご覧ください。

© JAHIS By Tomoyasu Tanaka JAHIS 一般社団法人 保健医療情報システム協会

74

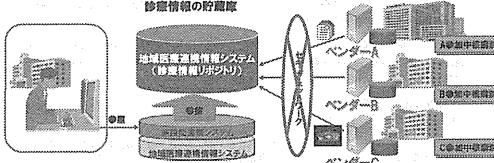
JAHIS 診療情報リポジトリ(データの貯蔵庫)の検討

■異なる医療システムベンダーにて活用が可能な普遍性のある診療情報リポジトリ(データの貯蔵庫)の検討

リポジトリ(repository)とは、情報工学において、データの貯蔵庫を意味する言葉です。

地域医療連携情報システムにおいては、異なる医療システムベンダーのシステムのDBにある診療情報をあわせても、地域医療連携情報システム上に収録する診療情報リポジトリによる統一化した医療の医療として活用できるシステムとする必要があります。

文字通り、診療情報の貯蔵庫として段階し、接続する医療機関がいつでも活用できる情報として、そのあり方を検討する必要があります。

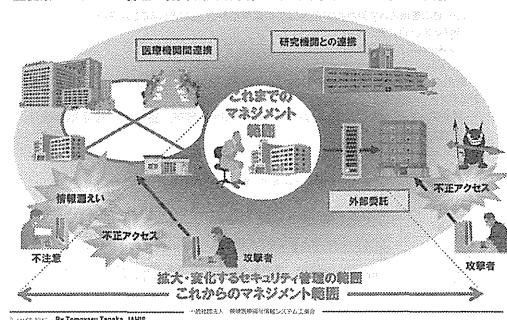


© JAHIS By Tomoyasu Tanaka JAHIS

75

JAHIS セキュリティに関する検討に際して

■従来のセキュリティ管理の範囲が拡大、変化しています。そのための留意を共有します。

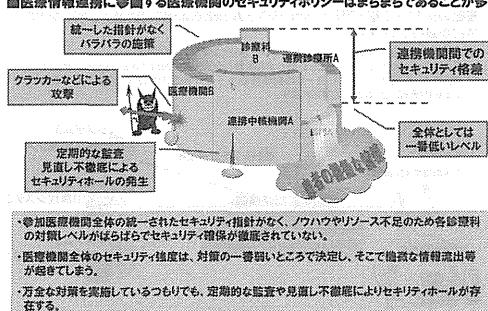


© JAHIS By Tomoyasu Tanaka JAHIS 一般社団法人 保健医療情報システム協会

76

JAHIS セキュリティに対して対策が打たれていない場合

■医療情報連携に参画する医療機関のセキュリティポリシーはまちまちであることが多い。



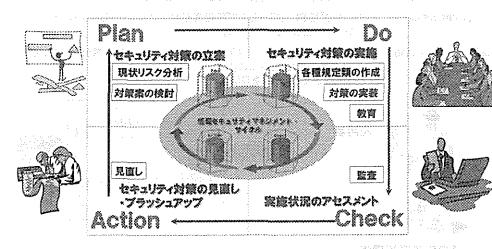
© JAHIS By Tomoyasu Tanaka JAHIS

77

JAHIS セキュリティに対して対策を行ってあたってするべきこと

■ルール(情報セキュリティポリシー)を定めて、PDCAのサイクルを適切かつ継続的に運用することが必要です。

→情報セキュリティマネジメントシステム(ISMS)の構築

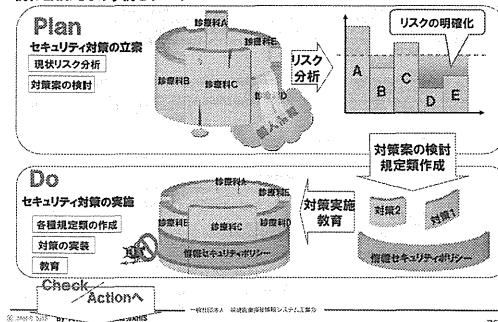


© JAHIS By Tomoyasu Tanaka JAHIS 一般社団法人 保健医療情報システム協会

78

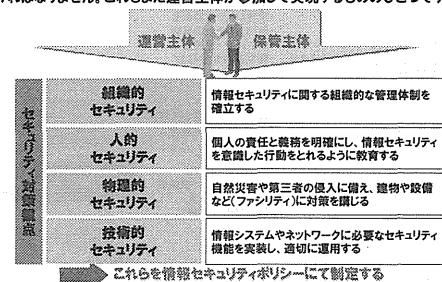
JAHIS現状リスク分析とセキュリティ対策の実施

物JPLAN>DOの事例をイメージ



JAHISセキュリティ対策実施とは

所有する情報資産の価値とその脅威を考慮し、バランスよく対策実施を行わなければなりません。これもまた運営主体が参加して実現するものひとつです。



JAHIS その他団体のガイドなどの紹介

■地域医療・介護連携システム導入ハンドブック(2012年10月版)

<http://privacy.medis.jp/book201110.html>
医療情報を扱う全職員向けに、医療情報を取り扱う際に最低限留意しなければならない基本事項を、掲載を多用して説明。(以下粗見文から抜粋) 先づが少なくて惡意を抱いておられる皆様を念頭に、地域医療・介護連携システムの導入・運用に当たり留意すべき点を削除しました。当該台としてご利用いただく幕を前提に、それぞれの地区的問題解決のための判断材料となる事、事例や思考過程をできるだけわかりやすく記載してあります。

1. 地域医療が目指すもの
2. 医療からみるポイント
3. 個人情報の取扱いについて
4. 地域医療・介護連携システムの多様性
5. 医療の質から生活の質へ、幸せの追求
6. 情報サービス産業からのサポート

発行元:一般社団法人医療情報システム開発センター(MEDIS-DC)

■地域医療福祉情報連携ネットワークシステム導入のすすめ(2013年3月)

<http://www.jisa.or.jp/report/24-J002.html>

- <目次>
1. 地域医療連携情報連携ネットワーク専門会議の概要
 2. 全国でつながる医療・福祉連携情報連携ネットワーク「取り組み」
 3. 地域医療連携情報連携ネットワークへの大きな期待
 4. 地域医療連携情報連携ネットワークの構築・発展のために
 5. 地域医療連携情報連携を支える情報技術
 6. 情報サービス産業からのサポート

発行元:一般社団法人 情報サービス産業協会(JISA)

© JISA 2013 By Tomoyasu Tanaka JAHIS

JAHIS 結語

医療情報連携により、多くの地域では患者(住民)のOOL、ADLの改善や維持を掲げます。これは医療情報連携を地域で展開する上での至上命題です。

一方で岩手県下ではその地理的な特徴から、他の地域よりもいっそう、距離と時間をICTを以って克服する遠隔診療の要素を含んだ取り組みが重要視されること思います。

そこに、専門医の偏在をICTで支援することによる、専門医療の県下における均等地化につながる要素があり、これが患者(住民)のベネフィットに直結する面があると思います。

演題の中でも改めて時間の流れを確認したり、とりわけ遠隔診療については規制に則してエビデンスを提供して対象分野を広げるという、医療者の皆様の連絡とした努力の繰り返しによって、その間口が広がってきた経験があることが分かります。

こうしたことから、岩手県下において専門的な診療分野にICTを活用することによって、なんらかのエビデンスを積み上げ、たとえば「岩手Study」として還元していくことによって、さらに広い地域(国レベル)や分野における遠隔診療の提供と患者(住民)利益につながる可能性を含む有益なフィールドとなるのではないかと感じます。

JAHISとしてお手伝いができる分野があればご連絡をくださいよろしくお願い致します。本日はこうした機会を頂戴まで極めて光榮です。ありがとうございました。

本日はこうした機会を頂戴まで極めて光榮です。ありがとうございました。

※第1回は岩手県下における専門医の偏在を解消するため、専門分野の医師が移動する時間と、当該時間に相当する時間において、その時間で専門可能な医師の人数を把握する調査です。

※第2回は各専門医が専門分野内に移動するときに、患者側にかかる負担などについてのんらかの指標を用いる、

※第3回は専門的な医療を可能にするように、医療機関の技術的向上を促進する取り組みなどについての調査です。

© JISA 2013 By Tomoyasu Tanaka JAHIS

JAHIS

【付録】一般社団法人 保健医療福祉情報システム工業会(JAHIS)とは

JAHIS 一般社団法人 保健医療福祉情報システム工業会について

名 称：一般社団法人 保健医療福祉情報システム工業会

Japanese Association of Healthcare Information Systems Industry

略 称：JAHIS(ジャイズ)

設 立：平成6年4月21日 日本保健医療情報システム工業会として発足

平成22年7月1日 一般社団法人 保健医療福祉情報システム工業会 設立

目 的：保健医療情報システムに関する技術の向上、品質および安全性の確保、標準化推進を図ることにより、保健医療情報システム工業会の健全な発展と国民の保健・医療・福祉に寄与し、もって健康で豊かな国民生活の維持向上に貢献すること。

理 念：①生活者の重視、②技術規準の確立、③産官学の協同、④産業界の健全な発展

事業内容：

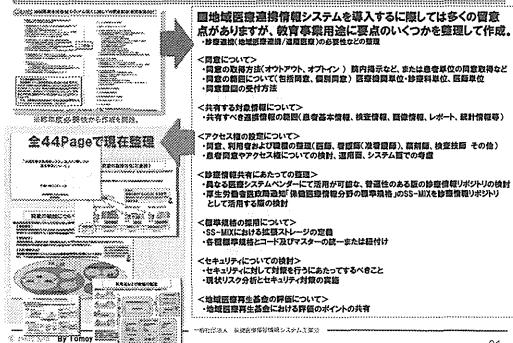
1. 保健医療情報システム技術の向上および品質・安全性の確保に関する調査・研究並びに展示・ユーザへの普及
2. 保健医療情報システムの標準化とその普及への技術的視点からの参画
3. 研究会の健全な発展を目的とする政策・制度等に関する意見提出
4. 研究会、研修会、展示会等を通じた知識の交流と普及
5. 海外との交流、国際協調の推進
6. 保健医療情報システム工業統計の整備
7. 政府の政策への協力(委託事業、補助事業等)
8. 法令、基準等の周知徹底
9. その他

会員企業:349社 (2013/04/16現在)

© JISA 2013 By Tomoyasu Tanaka JAHIS

© JISA 2013 By Tomoyasu Tanaka JAHIS

63



91

ご清聴ありがとうございました。

**JAHIS
保健システム部会
地域医療システム委員会
田中智廣**

※資料のリンク先などについてご質問がありましたら下記へ
tanaka-tomoyasu@umin.ac.jp



92

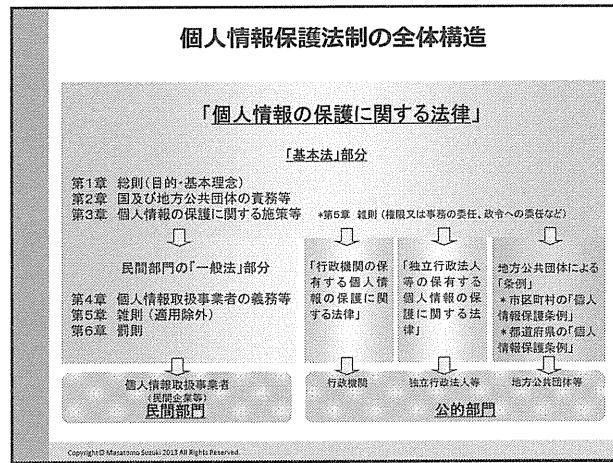
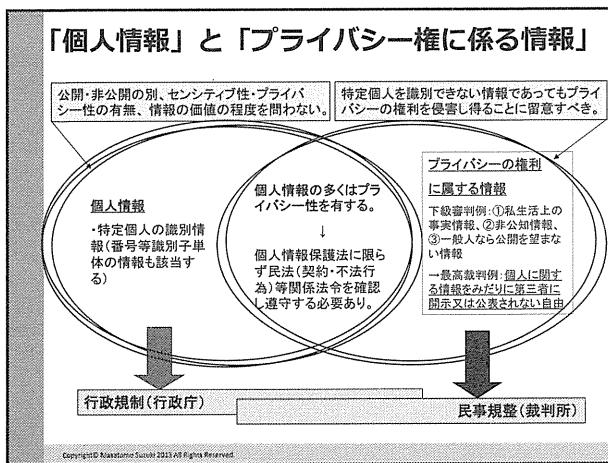
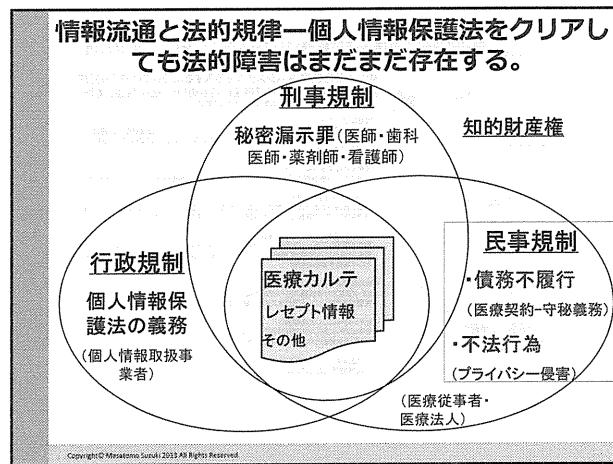
平成25年度厚生労働科学研究費補助金
(地域医療基盤開発推進研究事業)
研究課題:遠隔医療を実施する拠点病院のあり方に関する研究

個人情報保護法制と 医療連携・医療イノベーション

平成25年6月7日(金)18:00~20:30
(ホテルメトロポリタン盛岡 ニューウイング)

新潟大学法学部 教授 鈴木 正朝
suzuki-masatomo@nifty.com

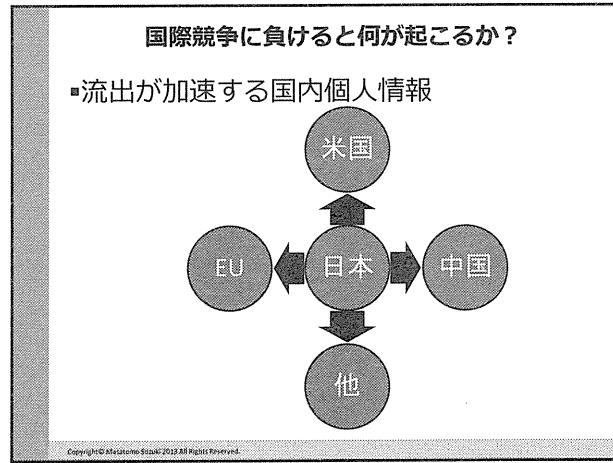
Copyright © Masatomo Suzuki 2013 All Rights Reserved.



個人情報保護法2000個問題 医療関連分野と適用法 (例)

個人情報を取り扱う主体	適用法	監督官庁
厚生労働省	行政機関個人情報保護法	総務省
国立がん研究センター	独立行政法人等個人情報保護法	総務省
岩手県立〇〇病院	岩手県個人情報保護条例	岩手県
宮城県立△△病院	宮城県個人情報保護条例	宮城県
陸前高田市立□□病院	陸前高田市個人情報保護条例	陸前高田市
大船渡市立△△病院	大船渡市個人情報保護条例	大船渡市
医療福祉法人済生会	個人情報保護法	厚生労働省
鈴木内科医院	個人情報保護法	厚生労働省

Copyright © Masatomo Suzuki 2013 All Rights Reserved.



ネットビジネスでの敗退と国内情報保護の空洞化

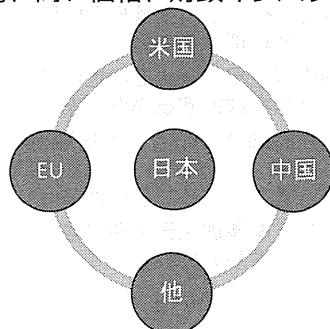
- (1)SNS等の主要事業主体
米国企業 (Google, Facebook, Twitterなど)
- (2)適用法 (プライバシーの保護)
 - ・米国法、その他約款でアイルランド法 (EU法) など外国法が指定される。
- (3)管轄
 - ・「米国カリフォルニア州サンタクララ郡に所在する州裁判所または連邦裁判所」など国外の裁判所が指定される。
- (4)日本法の適用が困難な事例も登場
(例: Googleサジェスト機能仮処分事件)
- (5)事実上、実質的な利用者 (消費者) 保護
主要事業主体の約款とサービス仕様に依存する。
(例: iPhoneの位置情報保護→AppleのOSに依存)

→近年急速に日本政府及び日本の法制度の役割と影響力が低下している。

Copyright © Masatoshi Suzuki 2013 All Rights Reserved.

ガラパゴス誘導政策の帰結するところは?

- 狹い市場、高い価格、財政インパクト



Copyright © Masatoshi Suzuki 2013 All Rights Reserved.

個人情報がクロスボーダーに集積可能な法制度

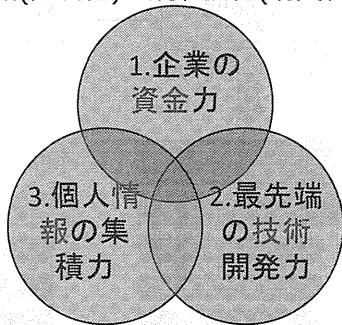
- 国際水準を見据えた情報保護 (消費者保護)

→情報流通のハブ機能

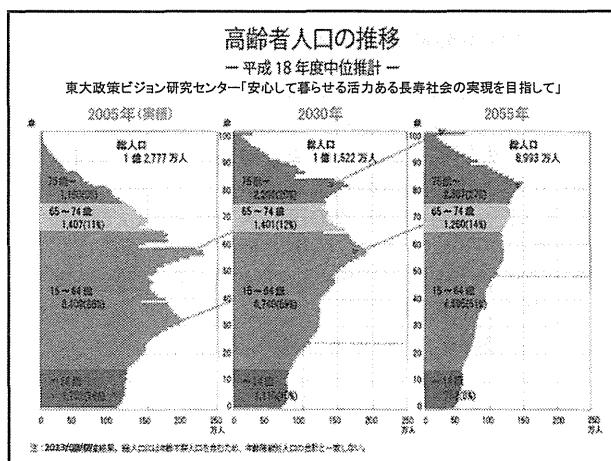
Copyright © Masatoshi Suzuki 2013 All Rights Reserved.

イノベーション促進の条件

- 規制緩和(匿名化)+規制強化(消費者保護)



Copyright © Masatoshi Suzuki 2013 All Rights Reserved.



ゲノムはデータプライバシーに閉じた問題か?

- 慶應義塾大学環境情報学部の富田勝教授(同大学先端生命科学研究所所長)は、自分自身のゲノム(全遺伝情報)を解析し、2012年7月31日から国立遺伝学研究所の「日本DNAデータバンク」(DDBJ)で公開を始めた。
- ゲノムの解析結果は本人を超えて当人の血縁関係全員の評価に影響を与える。
- 個人の自己決定の範囲を超えている。
- ゲノムは、プライバシーの権利を超えた性質を有する情報である。
- 新たな理論、新たなルールが必要である。

Copyright © Masatoshi Suzuki 2013 All Rights Reserved.

超高齢社会における医療イノベーションの重要性

- ゲノム創薬、テラーメイド医療の研究開発における「ゲノム（全遺伝子情報）」含む「医療情報」を蓄積する必要性
- 世界市場を狙うためには世界中の人々のゲノム、医療情報を取得する必要がある。
- 日本がEU域内からゲノムを取得し始めたときにEUのインフォメーション・コミッショナーはどう思っているだろうか？
- ビジネス関連個人データも含めて日本の保護水準の十分性が問われる。

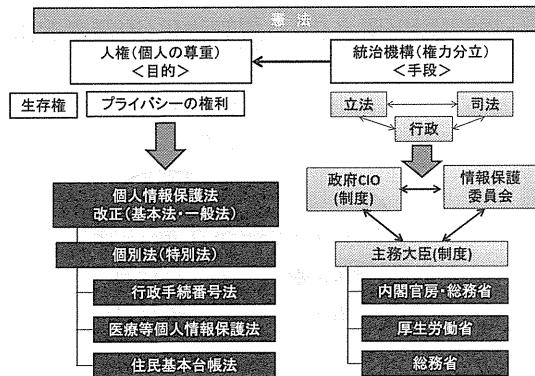
Copyright © Masatoshi Suzuki 2013 All Rights Reserved.

敗退のための備えも重要

- 日本企業はウェブサービスの世界で敗退した。
- 日本企業が国内に開発等の拠点を置くか？
- 日本が医療イノベーション、ゲノム創薬等で勝利できるか？
- 勝利のための戦略と敗退した時の備えの二重の施策が必要
- 日本の個人データが普遍的人権思想を共有する国々だけに引き渡される保障はない。
- コンピュータメーカー、情報処理事業者の大半が外資であるEUの対応に習う必要はないか？

Copyright © Masatoshi Suzuki 2013 All Rights Reserved.

個人情報の保護と利用のためのガバナンス



Copyright © Masatoshi Suzuki 2013 All Rights Reserved.

人権の具体化法

- マイナンバー時代における番号（識別子）の性質と機能の分析の重要性
- 民間マイナンバー（共通ポイントカードシステム、ケータイ・スマホID等）の法的規律の確立も見据えて対応する必要がある。（国家権力による公的個人番号と社会的権力による民間個人番号の機能的同一性と脅威）
- 番号制度はインフラにすぎない。
- 番号制度の利便性と脅威は、それを利用した新たな制度設計によって発現する。
- 番号利用法の別表1行追加の重要性
- 国会の立法裁量に委ねるだけではなく立憲的規律が重要（拡大する利用目的）

Copyright © Masatoshi Suzuki 2013 All Rights Reserved.

統治機構の具体化

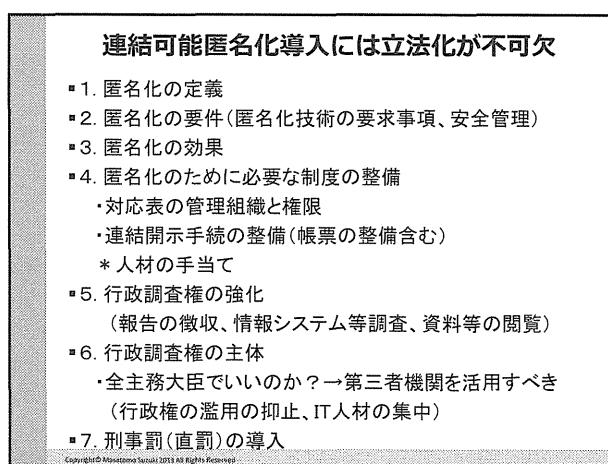
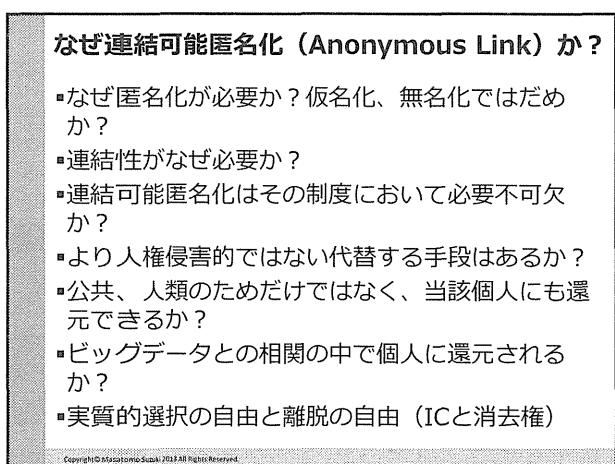
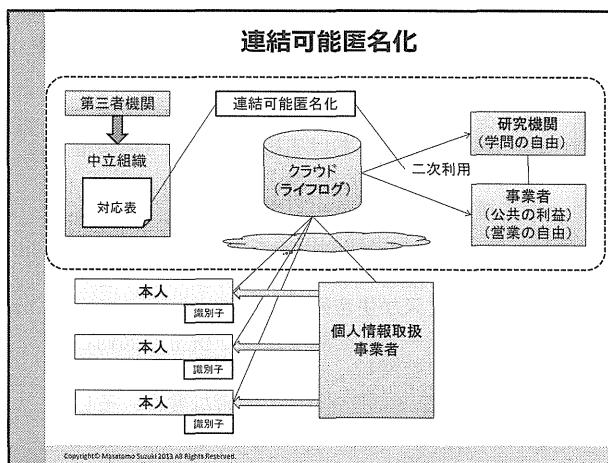
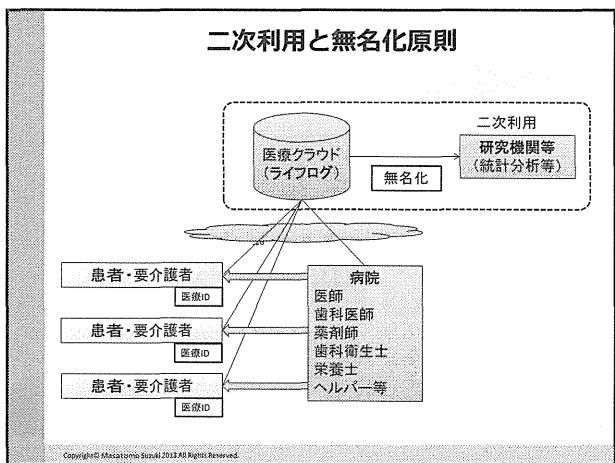
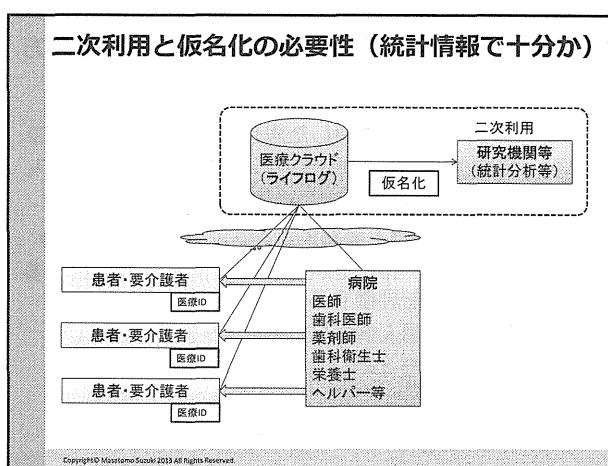
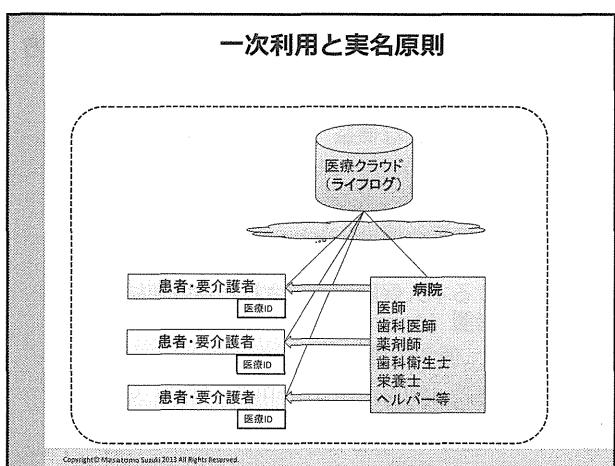
- 司法権による人権（プライバシー権）保障機能がより機能する法制度
- 行政権をさらに権力分立する新たなガバナンスの必要性
- 「政府CIO」は、電子政府化のアクセラレーター
- 「情報保護委員会」は、人権保障（プライバシー権の保護）のためのブレーキ

Copyright © Masatoshi Suzuki 2013 All Rights Reserved.

情報保護委員会：日本版コミッショナーの創設

- 番号利用法附則6条2項をテコに第三者機関の権限をしっかりと拡大することができるか？
- 情報保護委員会が公取委における独禁法のように個人情報保護法を主管すること。
- コミッショナー会議の正式メンバーとして国際的ルールメイキングの場にデビューすること。
- 法と個人情報保護規格及び第三者評価認証制度との整合を図る権限
- PIAの確立、事前相談制度の創設

Copyright © Masatoshi Suzuki 2013 All Rights Reserved.



個人情報保護法改正に向けた基本的な考え方

- 「個人の尊重の理念」(憲法の具体化法)の確認
→EU、米国と共に思想的理論的基盤に立つ
- 「特定の機微な情報」(センシティブデータ)導入
→情報の内容、価値に着目した規制
- 形式的評価と実質的評価の二段階の絞り込み
- ビジネスモデルとそれを支える情報システムと事業者の全体を評価すること。
対象情報(個人情報)の性質のみを評価しない。
Cf. なぜプライバシー・バイ・デザインか?
- 本人関与の強化(離脱できる安心感と信頼)
→丁寧な説明(IC)と選択(消去権)

Copyright © Masatoshi Suzuki 2013 All Rights Reserved.

個人情報保護法改正に向けた基本的な考え方

- 消去権導入(履歴の選択的な消去)
- 国民への大きな便益(例: QOL)の継続的提供
- 第三者機関の設置→PIAの導入、監査
- 一次利用(例: 患者の治療、在宅医療介護等)における実名原則
- 二次利用(例: Life Science: 研究と創薬事業)における本人保護が強化された特殊連結可能匿名化措置(Anonymous Link)の導入
- Cf. 假名化措置
- 基本概念(例: 識別=identification)の定義の国際的な統一

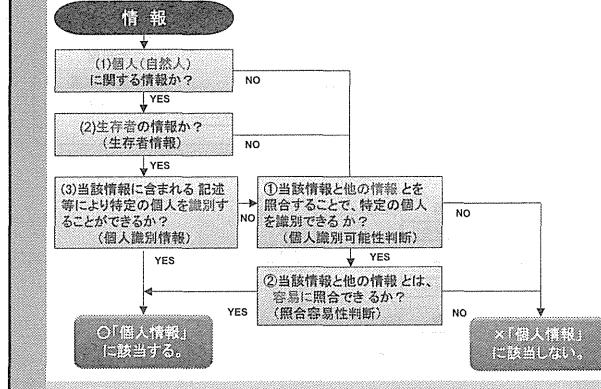
Copyright © Masatoshi Suzuki 2013 All Rights Reserved.

消費者・国民の選択機会の確保と消去権創設

- 消去権は医学界、データ産業界の敵か?
- データ産業における消去権(プライバシー権)は、自動車産業における排ガス規制(環境権)と同じ。
- 消去権を行使されないサービス設計を目指す!(個人の便益の継続的供与とその最大化)
- 消去権を行使されないレベルの公共サービスと民間サービスが生き残る。
- 消去権のハードルを課すことが税金を節約し、国際競争力を育む。
- 消去権の対象範囲の限定、明確な要件、そして効果の設計が重要。

Copyright © Masatoshi Suzuki 2013 All Rights Reserved.

「個人情報」の定義



Copyright © Masatoshi Suzuki 2013 All Rights Reserved.

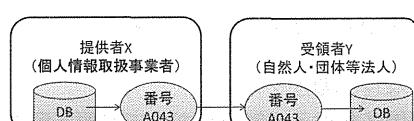
「識別」の解釈: 誰が識別するのか?

その主語は条文上明らかではない。特定個人の「識別」可能性判断の主体は解釈上の論点となる。

- 「事業者」基準
個人情報を取り扱う事業者を基準とする。
- 「従業者」基準
個人情報を取り扱う事業者の従業者(自然人)を基準とする。
- 「本人」基準
情報主体である本人を基準とする。
- 「一般人」基準
社会一般の人を基準とする。

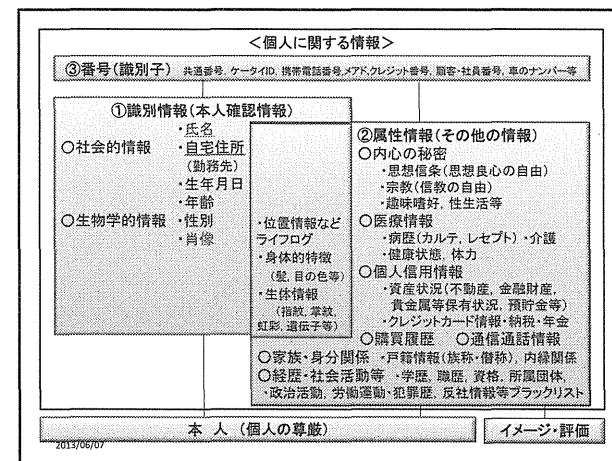
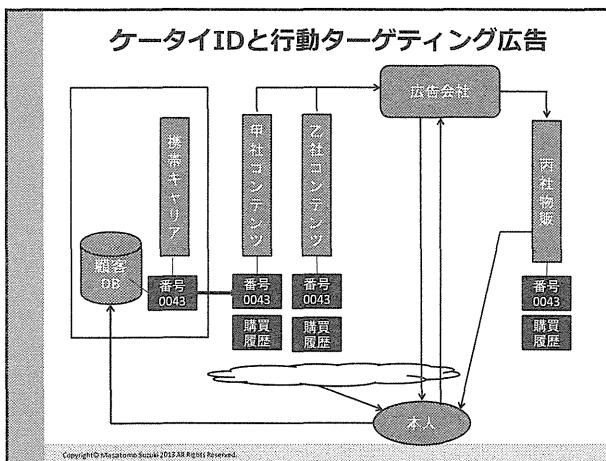
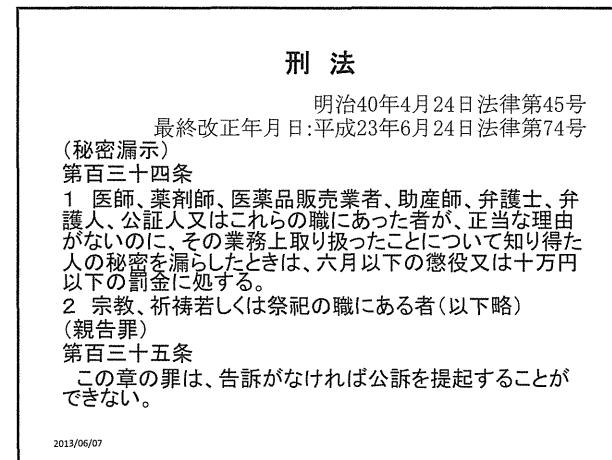
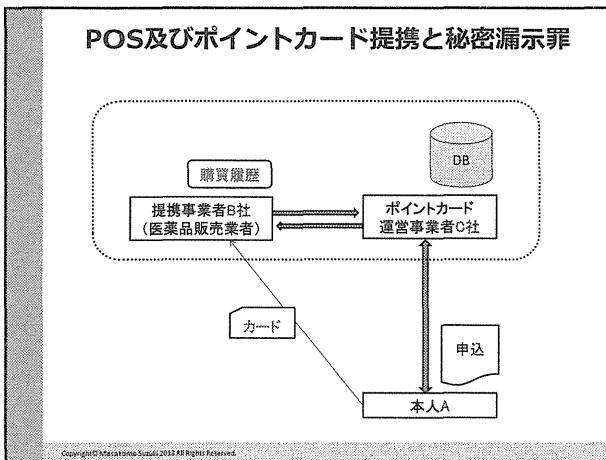
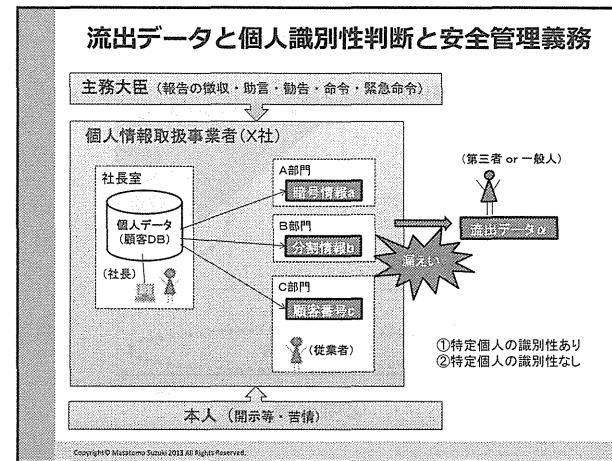
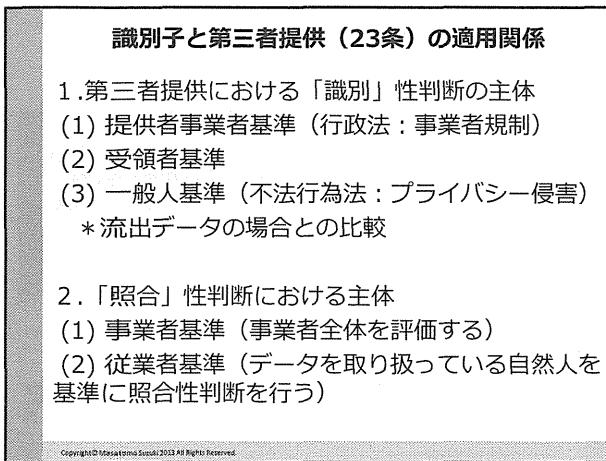
Copyright © Masatoshi Suzuki 2013 All Rights Reserved.

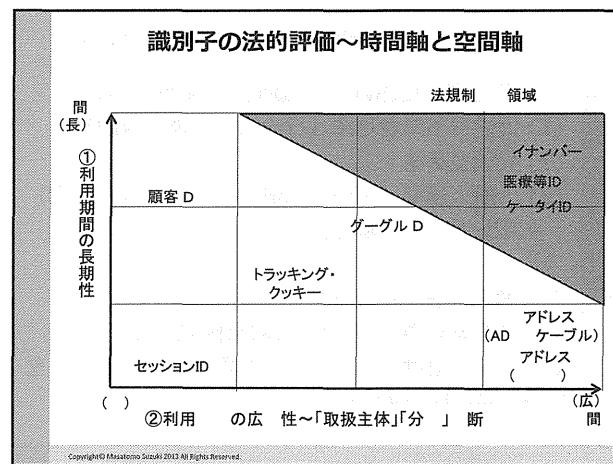
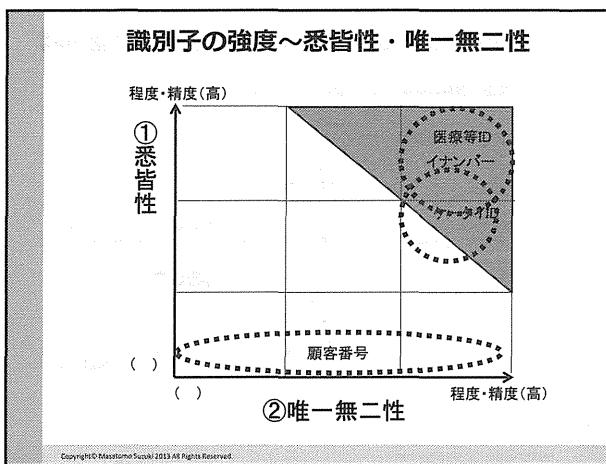
識別子と第三者提供(23条)の適用関係



提供者X	→	受領者Y	23条の適用の有無
特定個人識別性あり ○	→番号(識別子)の提供→	特定個人識別性あり ○	あり ○
特定個人識別性なし ×	→番号の提供→	特定個人識別性なし ×	なし ×
特定個人識別性なし ×	→番号(識別子)の提供→	特定個人識別性あり ○	原則:なし× 例外:あり○
特定個人識別性あり ○	→番号(識別子)の提供→	特定個人識別性なし ×	原則:あり○ (例外:なし×)

Copyright © Masatoshi Suzuki 2013 All Rights Reserved.





IV. 遠隔医療を実施する拠点病院のあり方に関する研究

第2回班会議

平成25年9月13日（金）

ホテルメトロポリタン盛岡 ニューウィング

目次

開催挨拶

開会挨拶

課題別討議

「岩手県医師会高田診療所との皮膚科遠隔診療の展望と問題点」

岩手医科大学皮膚科学講座 教授 赤坂 俊英

皮膚科遠隔医療の現状と問題点

実験についての方法

実験の結果生じた問題点と解決手段

実際の遠隔皮膚科医療の問題点

今後の実験計画

質疑応答

「遠隔画像診断における技術的現状と運用における課題」

岩手医科大学放射線医学講座 准教授 田中 良一

病院を取り巻く環境 法的側面と標準化について

遠隔画像診断のベースとなる技術

岩手県での遠隔画像診断の運用

現状の問題点

運用上の問題点

まとめ

質疑応答

「岩手医大が提案するテレビ会議システムと連動した医療情報リポジトリ」

岩手医科大学小児科学講座 教授 小山 耕太郎

提案に至る背景 震災による医療情報の喪失

地域医療提供体制の現状について

テレビ電話付き電子カルテによる医療情報共有の提案

まとめ

質疑応答

基調講演

「自治体病院の存在意義－岩手の地域医療の歴史を通じて考える－」

城西大学経営学部マネジメント総合学科 教授 伊関 友伸氏

自治体病院の現状

自治体病院、地域医療の歴史

自治体病院・診療所の存在意義

今後の地域医療

地域医療再生と民主主義

質疑応答

閉会の挨拶

平成 25 年度厚生労働科学研究費補助金（地域医療基盤開発推進研究事業）

研究課題：遠隔医療を実施する拠点病院のあり方に関する研究

(課題番号：H 25-医療-指定-049)

第 2 回班会議 会議録

日時：平成 25 年 9 月 13 日（金）18：30—20：40

場所：ホテルメトロポリタン盛岡 ニューウィング

出席：小川、岩動、伊関、佐藤、赤坂、福島、中居、田中、高橋、小山（敬称略）その他

小山

平成 25 年度厚生労働科学研究費補助金「遠隔医療を実施する拠点病院のあり方に関する研究」第 2 回班会議を始めさせていただきます。開会にあたりまして、研究代表者であります岩手医科大学学長小川彰よりご挨拶申し上げます。小川先生よろしくお願ひいたします。

開会の挨拶

小川

皆さんこんばんは。こういう時間にもかかわらず、たくさんの方々に集まつていただきましてありがとうございました。この厚生科学研究費補助金に関しましては、3. 11 の東日本大震災の津波を受けて、岩手の医療を新しく考えるということで、新岩手医療モデルということを提唱してきたわけでございます。これが震災のあった年の 6 月に岩手県の復興基本計画の中に入れられまして、ICT を通じて遠隔医療を使った新岩手医療モデルというものが、復興の基本計画の中に組み込まれたわけでございます。その後やっと、大学、基幹病院、サテライト病院、開業医を含めた広域の様々な遠隔医療の核がやっと立ち上がってまいりまして、協議会が、現在、準備会でございますが近々に、きっちりとした協議会になるということでございます。いずれ、今、沿岸部の基幹病院 4 病院は活動しているわけでございますが、被災を受けましたサテライトの 3 病院は、いまだに仮設診療所で診療を続けているという状況でございます、

できる限り早く、大学には大学で地域医療支援教育センターの建物ができ、全県のサーバー機能を持つ建物が整備されたところでございまして、これと各地域を結んで、ちゃんとした遠隔医療の実施する体制の整備をしていかなければならぬところまでできているわけでございます。

この研究会は東日本大震災、津波を契機にして発足し、やっと 2 年目を迎えることになりました。まだまだわれわれがやっていかなければならない事業が多いわけでございますが、皆様のご協力を得てさらに県の協力を得て、進めていかなければならぬと思っております。本日は、IT あるいは遠隔医療とちょっと離れるかもしれません、非常に重要な明治以来の地方医療の専門家でございまして、岩手の地域医療の歴史を大変ご存知、そしてその専門家でございます伊関先生にわざわざ来ていただきまして特別講演をしていただくことになっております。大変興味のある内容でございますので、皆様と共に拝聴したいと思っております。本日はお忙しい中、いらしていただきまして有り難うございました。

それではこれより第 2 回班会議を開催させていただきます。有り難うございます。

小山

それではまず、課題別討議に入らせていただきます。座長は、岩手県医師会副会長岩動先生にお願いしております。先生、よろしくお願ひいたします。

岩動

それでは早速、課題別討議に入らせていただきます。第1席「岩手県医師会高田診療所との皮膚科遠隔診療の展望と問題点」ということで、岩手医科大学皮膚科学講座、赤坂俊英教授、お願いいいたします。

課題別討議

「岩手県医師会高田診療所との皮膚科遠隔診療の展望と問題点」

岩手医科大学皮膚科学講座

教授 赤坂 俊英

2011年の震災以来、その年の11月頃から皮膚科の遠隔「診療」、遠隔「診断」ではありません。

「診療」、すなわち遠隔で実際の患者さんを診て、普通の対面診療と同じような診察をして処方を出すということ、そういったことが可能であるかどうか、それを検証してまいりました。実際、2011年の暮れあたりから準備に入りまして、何よりも重要なことが、皮膚科領域である発疹の画像であります。その発疹の画像を鮮明に映し出すことができるか、それが当初の課題でありました。何とか始めました。このように CISCO 社の簡易システムを使っております。そして、高田診療所にはいろんなカメラ、検査機器と回線を繋いだ大掛かりな機器を設置しました。そして、岩手医大の方では専門医がその画像や検査所見を見ながら、実際にモニターを通じて患者さんとお話をしながら診療すると。そういう実験をしたわけです。

通常の皮膚科診療は、このような流れになります。病歴聴取から始まって視診、そして発疹の分布、色を見ます。そして、触って、その発疹の硬さ、深さ、場合によっては浸出物の臭いを嗅ぐなどといったことをします。そして、検査も真菌検査、パッチテスト、スクラッチテスト、発汗試験、ダーマスコピー、こういったことが日常頻繁に行われます。場合によっては、エコー検査とかレントゲン写真はもちろん、組織検査も頻繁に行われます。ただ、こういった組織検査等は、専門の医師

がその場にいなければ無理ということになります。どこまでこの遠隔診療で可能がどうかということ、これも検証してまいりました。そして治療になりますが、投薬は大学の方から通信で指示を出すことができます。軟膏処置は、処置に精通した看護師がいればこれも可能になります。切開、爪の抜爪処置、手術に関しては高野先生にお願いすることになるわけです。実際に、ここに示した発疹の写真はカメラで映し出したものです。こういったものが実際、通信画像でどのように映るかということも検証いたしました。あとで、項目別にありますこのメラノーマの写真でございますが、この結節はきちんとわかりますが、この辺の灰白色の色具合というのは、なかなかモニターで映し出すとわからない場合がございました。それから、指の間、口の中、頭皮の映し出しということが、非常に焦点を合わせるのが非常に難しいものですから、なかなか大変でした。そういうことも、あとで結果報告いたします。この資料は真菌検査です。こういった病理標本の画像、真菌検査の画像も、通信で大学の方で観察できるようにいたしました。こういった機材が、現場の方に必要になってございます。実際、2012年6月頃から、患者さんを用いた本格的な実験が開始できました。そして、一年後の今年の6月頃までに40名の患者さんの遠隔診療を行いました。年齢は8か月乳児から86歳まで、男女大体同じ数になるようにいたしました。その遠隔対面診療の評価は、実は評価するためには高田診療所にも皮膚科専門医がおらないと評価できませんので、おおむね6月までは皮膚科の専門医が高田まで出向いております。そして、インフォームドコンセントを取得して、問診、カルテ記載、処方箋発行、それから皮膚科検査、機械設定を行って、大学と交信いたしまして、こういったことを評価いたしました。患者1人の診察時間、機器設定からを含めましてどのくらいかかったか。それから、診断が高田診療所に出向いている医師と大学でモニターを通じての診断と一致